

# 国民健康保険

令和3年度

## 国民健康保険税のお知らせ

令和3年度の国民健康保険税率(国保税)を、表1のとおり改定しました。

### あなたの健康を支える 国民健康保険制度

国民健康保険(国保)は、加入者の皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

### 国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するために加入者の皆さんから負担していただく大切な財源となっています。忘れずに納付しましょう。

なお納税通知書は7月中旬に世帯主の方(納税義務者)へ送付されますので、各期別の納期限(表2)内に納付をお願いします。

■表1 令和3年度国民健康保険税率

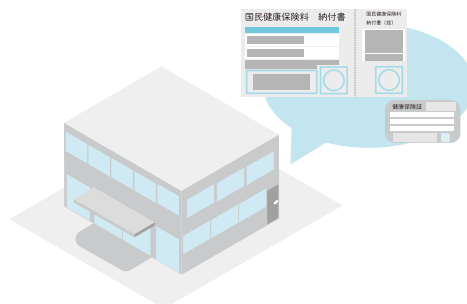
区分		令和2年度	令和3年度	比較
医療分	所得割	6.40%	<b>7.20%</b>	0.80%
	均等割	22,600円	<b>23,400円</b>	800円
	平等割	16,400円	<b>16,800円</b>	400円
	限度額	63万円	<b>63万円</b>	0万円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.40%	<b>2.40%</b>	0.00%
	均等割	8,200円	<b>8,200円</b>	0円
	平等割	6,000円	<b>6,000円</b>	0円
	限度額	19万円	<b>19万円</b>	0万円
介護分	所得割	2.04%	<b>2.20%</b>	0.16%
	均等割	9,400円	<b>9,400円</b>	0円
	平等割	4,200円	<b>4,200円</b>	0円
	限度額	17万円	<b>17万円</b>	0万円

■表2 令和3年度国保税納期一覧

期別	納期限
1期	8月2日(月)
2期	8月31日(火)
3期	9月30日(木)
4期	11月1日(月)
5期	11月30日(火)
6期	12月27日(月)
7期	令和4年1月31日(月)
8期	2月28日(月)

### 【用語の解説】

- ◆医療分・・・加入するすべての方に課税されます。
- ◆後期高齢者支援金分・・・加入するすべての方に課税されます。
- ◆介護分・・・40歳から64歳までの方に課税されます。
- ◆所得割・・・前年度の所得に応じて算出される額です。
- ◆均等割・・・世帯の加入者1人当たりの金額です。
- ◆平等割・・・1世帯当たりの金額です。



問 町民生活課 ☎ 72-6933  
問 税務課 ☎ 72-6932